

令和5年度防災分野のデータプラットフォーム整備にむけた調査検討業務
実務検討ワーキンググループ(第1回)
議事要旨

1. 日時

令和5年10月11日(水) 13:00~15:00

2. 出席者

秋富委員、有吉委員、岡本委員、大工園委員、光田委員、宮川委員(50音順)
内閣府(防災担当)、デジタル庁、(国研)防災科学技術研究所

3. 議事次第

(1) 本調査事業の概要

- 本調査事業の経緯・背景
- 関連事業の実施状況

(2) 今年度の検討方針・状況について

(3) そのほか

4. 議事要旨

内閣府より、本調査事業の経緯・背景のほか、関連事業である次期総合防災情報システム等に関する取組状況を、デジタル庁より、防災DXサービスマップ・カタログ等に関する取組状況を説明したのち、内閣府より、本調査事業の本年度の検討方針(案)及び検討状況(一部)を報告した。各委員からは以下の意見等があった。

【(1)本調査事業の概要 について】

- 防災DXサービスマップ・カタログに掲載されるサービスについて、どのような基準で「推奨」とするのかを明確にすべきであろう。サービス分類ごとに機能やUIの評価軸は異なりうるため、多角的な評価方法を具体的に設計して適用することが望ましい。
- 防災DXサービスマップ・カタログに掲載されるサービスについて、特許を有する固有のものか、類似サービスがあるものかによって、地方公共団体での調達方法が異なりうる。各掲載サービスの特許取得の有無が示されていると、速やかな契約・導入に有用と考える。

【(2)今年度の検討方針・状況 について】

- 災害対応基本共有情報（EEI）第1版のNo.23 関係法律等においては、「災害弔慰金の支給等に関する法律」も重要と考える。
- 次期システムの利用規約について、重大なセキュリティリスクを伴う違反時のアカウント停止措置の必要性は認められる一方で、災害発生時に情報入手手段が途絶しない方法の検討も望ましい。
- 国と都道府県等とのデータ連携に関わる調査では、例えば通知・事務連絡の発出時期や内容など、実態に沿った情報の流通経路、情報項目を整理できるとよい。
- 国と都道府県等とのデータ連携に関わる改善の検討について、国や他の都道府県からの共有が望ましい情報として、受援のための近隣都道府県等の道路情報が特に重要と考える。
- 都道府県・市区町村レベルでの情報処理過程について、大規模災害の場合、特に規模の小さい市区町村はシステム入力に追いつかない実態がある。そうした際には都道府県で代行入力を行う場合もある。都道府県によって情報処理過程が異なりうることは、次期システムの利用規約やシステム運用方法を検討する上で留意することが望ましい。
- 次期システムでは個人情報を取り扱わない方針であるものの、データ提供者によって意図せずデータ入力される懸念はあるため、利用規約やシステム運用方法を検討する上で留意することが望ましい。
- システム上のデータがより活用されるためには、次期システムで取得されるデータのカタログすなわちどのようなデータが格納されているのかの目録がデータ利用者に提供され、データ利用者が活用したいが共有されていないデータについて、共有をリクエストできる運用上の仕組みができていくとよいと思われる。
- 次期システムで、できるだけデータが共有されるよう、データ提供者に対して行うガイダンスも大切と思われる。
- 次期システムの利用にあたり、データ利用者が規約に反した利用をした際に、データ利用者がシステムを通じてそのことを覚知できる方法があるとよいと思われる。
- 被災自治体が応援を受ける際に、応援側の地方公共団体にデータを提供したい場合がある。応援団体は災害対応中に変動する場合があるが、次期システムの利用規約では、そうした場合に対応できることが望ましい。
- 受援団体から提供されたデータを、応援団体が利用する場合に、受援団体に迷惑をかけないように、データ利用者が意図しない不適切な利用を覚知できる機能があると有用と思われる。
- 国と都道府県等とのデータ連携に関わる改善の検討において、政令指定都市

についても考慮されるとよい。

- 災害救助法の記録が残されていない場合があることが想定される。
- 次期システムの利用規約について、指定公共機関からの提供データの中には一般公開可能なもの（例：停電情報）もあるため、一般公開の可否についても提供データの条件として設定してもよいのではないか。

以上